

「富山県ふるさとの公園スポンサー」募集要項

1 「富山県ふるさとの公園スポンサー事業」とは

公園を愛する個人・団体・企業等の皆さまから、ベンチのご寄附をいただくことによって、公園の魅力を高めるとともに、より親しまれる公園とすることを目的としています。

ベンチには、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、寄附していただいた方の想いを記します。

○例えば、次のような方・場面での寄附を想定しています

- ・公園に愛着のある個人・団体・企業等の皆さまから
- ・家族や大切な人への想いを込めて
- ・結婚・出産、退職など人生の節目の記念として
- ・社会貢献の一環として

2 募集概要


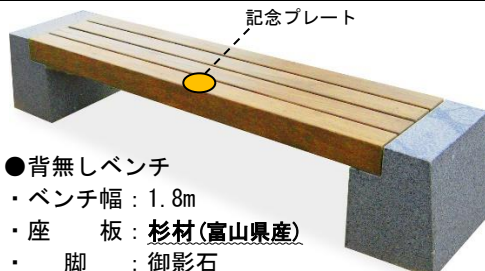
(1) ベンチを設置する公園と募集数 (R5. 12月現在)

公園名	募集数
①富山県五福公園	6基
②富山県岩瀬スポーツ公園	12基
③富山県空港スポーツ緑地	6基



(2) ベンチの仕様と参考価格

※ 参考価格は、標準設置工事費、記念プレート及び消費税を含んだ目安としての価格であり、実際に要する価格は設置場所や物価の状況等により変動します。



①富山県五福公園

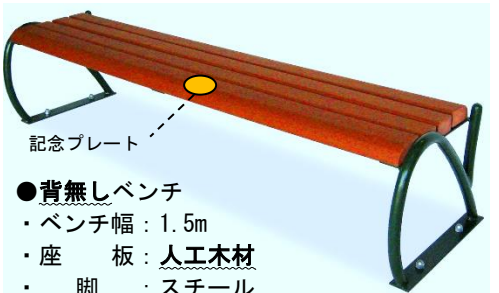
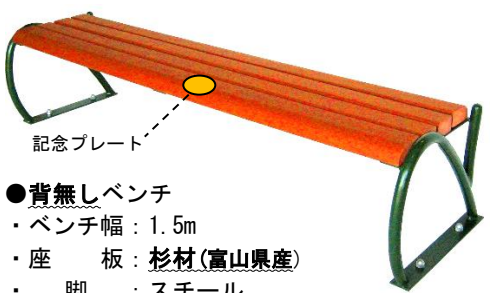
Aタイプ (座板：人工木材)	Bタイプ (座板：杉材(県産))
 <p>●背無しベンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ幅：1.8m ・座板：人工木材 ・脚：御影石 	 <p>●背無しベンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ幅：1.8m ・座板：杉材(富山県産) ・脚：御影石
参考価格：¥451,000-	参考価格：¥484,000-

②富山県岩瀬スポーツ公園

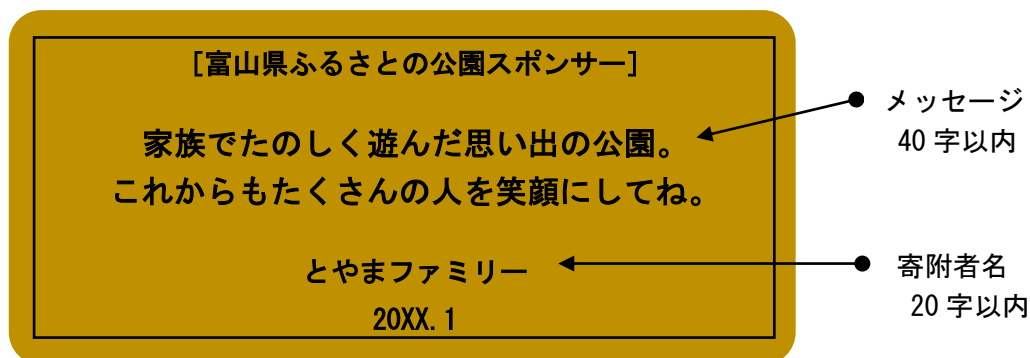
Aタイプ (座板：人工木材)	Bタイプ (座板：杉材(県産))
 <p>●背付きベンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ幅：1.5m ・座板：人工木材 ・脚：スチール 	 <p>●背付きベンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ幅：1.5m ・座板：杉材(富山県産) ・脚：スチール
参考価格：¥410,300-	参考価格：¥432,300-

③富山県空港スポーツ緑地

Aタイプ<背付> (座板：人工木材)	Bタイプ<背付> (座板：杉材(県産))
 <p>●背付きベンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ幅：1.5m ・座板：人工木材 ・脚：スチール 	 <p>●背付きベンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ幅：1.5m ・座板：杉材(富山県産) ・脚：スチール
参考価格：¥410,300-	参考価格：¥432,300-

Cタイプ<背無> (座板：人工木材)	Dタイプ<背無> (座板：杉材(県産))
 <p>●背無しベンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ幅：1.5m ・座板：人工木材 ・脚：スチール 	 <p>●背無しベンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ幅：1.5m ・座板：杉材(富山県産) ・脚：スチール
参考価格：¥385,000-	参考価格：¥404,800-

(3) 記念プレートの仕様と記入例



※ プレート：真鍮製 幅 150 mm×高さ 55 mm×厚さ 1 mm

※ 文字はゴシック体（表示例の文字）のみで、エッチングによる彫り文字で表示します。

(4) 応募期間

随時募集中

※ ただし、募集数に達した時点で終了させていただきます。

(5) 応募方法

寄附協議書に必要事項をご記入のうえ、以下の窓口にご提出ください。

寄附協議書は、富山県公式ホームページからダウンロードできます。

(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1506/kj00018455.html)

また、ファックス、メール、郵送、以下の窓口でも配布します。

[申込窓口（お問い合わせ先）]

富山県土木部 都市計画課 業務係

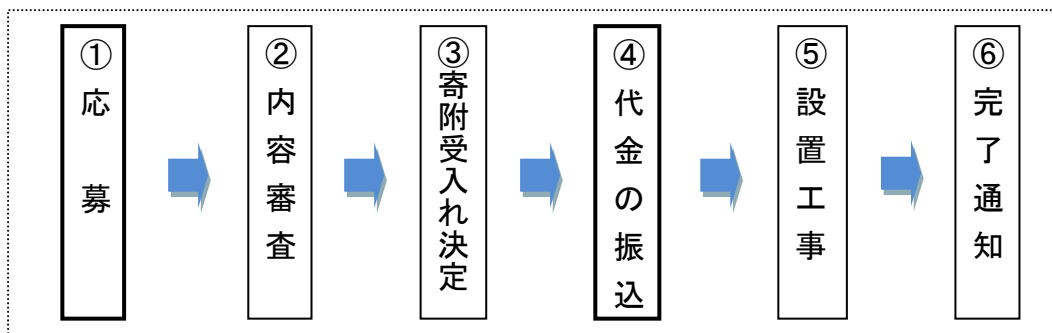
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

TEL: (076) 444-3345

FAX: (076) 444-4421

e-mail: atoshikeikaku☆pref.toyama.lg.jp (☆を@に置き換えて送信)

(6) 応募から設置までの流れ



※ 寄附者に行っていただく手続は、上図では①と④の手続ですが、これは全体のおおまかな流れを表示したものです。図に表示されない、工事依頼先の選定や正式に提出が必要となる書類の作成については、寄附協議書により応募いただいた後、対象となる公園を管理する指定管理者が、適宜必要なサポートを行います。

3 その他の注意事項

(1) 寄附者等の表示

個人名・団体名・企業名及び簡単なメッセージ（商品名は除く）が、15cm×5.5cmの大きさの金属プレートに表示できます。

ただし、以下の内容が含まれる寄附者名及びメッセージは認められませんので、ご注意ください。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」その他これらに類する業を営む者の名称

イ 富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する「暴力団」の名称

ウ 公園管理者が、当該公園の景観又はイメージにそぐわないと判断する表現。また、品位に欠ける表現、個人・団体に対する誹謗・中傷、社会貢献の表現を逸脱した広告に類する表現などふさわしくないと判断されるもの

エ 商品名等特定の品物の呼称あるいは、政治・宗教を連想させる呼称等

※ 表示する寄附者名等については、富山県で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。

※ 寄附者名・メッセージ等に著作権等が生じるもの（歌の一節・有名人の名前など）については、寄附者の負担と責任で記載してください。

(2) 寄附者の制限

以下の個人及び事業者等からの寄附はお受けできません。また、申込後に事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」その他これらに類する業を営む者

イ 富山県暴力団排除条例第2条に規定する「暴力団」及び「暴力団員」

(3) 財産の帰属等

寄附されたベンチの財産等は富山県に帰属し、一般の利用に供する施設として利用します。ただし、老朽化した場合など、管理者が必要と認めた場合は、撤去又は移設することがあります。

(4) 設置場所

寄附をしていただくベンチの、当該公園での設置場所は指定できませんのでご了承ください。また、応募多数の場合は、申込基数を調整させていただきます場合があります。